

秋 吉 台 国 際 芸 術 村

指 定 管 理 者 業 務 仕 様 書

令和 8 年 9 月

山口県観光スポーツ文化部 文化振興課

目 次

1	施設の概要	1
2	管理業務の基準	5
3	指定管理料の交付等	12
4	利用料金	13
5	事業報告等	14
6	協定	14
7	管理体制	15
8	物品管理	15
9	リスク分担	15
10	その他留意事項	16

この業務仕様書は、山口県の公の施設である秋吉台国際芸術村及び美祢市の公の施設である都市公園秋吉台国際芸術村（以下「芸術村」という。）に関する指定管理者による管理業務の内容及びその水準等を示すものです。

1 施設の概要

(1) 施設の目的

山口県と美祢市の共同プロジェクトとして整備された芸術村の基本的な理念は、次のとおりです。

① 整備の基本的方向

芸術村は、音楽、美術、舞踊、演劇など幅広い芸術文化の表現創造活動を展開する国内外に開かれた特色ある文化の拠点施設として整備したものであり、施設整備の基本的方向として、次の5つの柱が示されています。

- 芸術文化の「創造の場」づくり
- 芸術文化の「学習の場」づくり
- 芸術文化の「発表の場」づくり
- 芸術文化の「交流の場」づくり
- 自然と文化の「融合の場」づくり

② 施設の主要な機能

区 分	内 容
人材育成機能	☆芸術家を育てる場 ○芸術家や芸術家を志す者の学習を支援する機能 ○才能ある芸術家を発掘・育成し、その創作活動等を支援する機能 ○芸術関係学校等の学生や進学希望者、また、地域で芸術活動を行っている者のレベルアップを支援する機能
創造支援機能	☆表現創造活動を支援する場 ○芸術に関する創作活動の支援ができる機能 ○演奏技法等のレベルアップが図れる機能
評価機能	☆表現創造活動を評価する場 ○表現創造活動の評価システム ○才能ある芸術家の発掘についての選考システム
発表・鑑賞機能	☆質の高い表現創造活動の発表や鑑賞ができる場 ○国内外の一流の芸術家による演奏や創作発表などができる機能

	○実験的な表現創造活動ができる機能 ○質の高い表現創造活動を国内外の発表の場へ送り出すシステム
滞在機能	☆表現創造活動を行う芸術家が滞在できる場 ☆交流人口拡大の場 ○芸術村を拠点に芸術文化活動を行う者などが滞在できる機能 ○地域の交流人口を拡大させる機能
情報収集・提供と調査・研究機能	☆芸術に関する情報収集・提供と調査・研究の場 ○芸術に関する資料収集・提供機能 ○芸術に関する調査・研究機能 ○芸術関係の大学や研究機関、レジデンス施設など、国内外の関係機関とのネットワークシステム ○演奏等の録画、録音、CD制作等の芸術活動の記録保存機能
交流機能	☆芸術文化にふれあい親しむことができる場 ○芸術文化に親しむ機会と場を創出する機能 ○芸術家、芸術愛好家、住民などが交流できる機能 ○自然を生かした施設整備による自然と芸術とのふれあい機能
プロモート機能	☆県内外での芸術文化イベント等に関する企画運営サービスを行い、質の高い芸術文化の鑑賞機会を増大 ○内外の一流の芸術家などの招聘、紹介機能 ○芸術文化イベント等の企画運営機能 ○異なる芸術分野の交流イベントの企画運営機能
地域への還元機能	☆地域の活性化と観光交流の促進 ○観光客等も対象とした施設利用等による交流人口の増加や地域の活性化 ○国際的文化活動の活発化による地域住民への文化享受システム

(2) 施設概要

【秋吉台国際芸術村】

区 分	内 容		
所在地	山口県美祢市秋芳町秋吉 50		
開 村	平成 10 年(1998 年)8 月 25 日		
概 要	本館	宿泊棟	トイレ
建築面積	2,882 m ²	1,475 m ²	174 m ²
延床面積	5,164 m ²	2,594 m ²	174 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下 1 階地上 3 階	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階	鉄筋コンクリート造 地上 1 階

【都市公園秋吉台国際芸術村】

区 分	内 容	
所在地	山口県美祢市秋芳町秋吉地内	
開 村	平成 10 年(1998 年)8 月 25 日	
概 要	公園敷	320,000 m ²

※都市公園の全体範囲は資料 1 「都市公園秋吉台国際芸術村区域図」のとおり。

※県施設と美祢市施設の別は資料 2 「秋吉台国際芸術村施設区域図」のとおり。

(3) 各施設の機能

【秋吉台国際芸術村】

区 分	内 容	
コンサートホール	◇客席数 350 席程度(一部を除き固定席ではありません。) ◇3 階吹き抜けのホールで様々な形で空間を利用した公演が可能	
パフォーマンス ステージ(中庭)	◇広さ/ 739 m ² ◇観客スペース/約 300 人	
野外劇場 (アンフィシアター)	◇観客スペース(芝生スロープ)/約 600 人 ◇研修室 2 をステージとして利用	
研修室	研修室 1	◇広さ/ 94 m ² ◇講義、研修に 24 席セット可能(椅子のみ 30 席) ◇ダンス練習用の床仕様、鏡、バー付
	研修室 2	◇広さ/ 162 m ² ◇講義、研修に 36 席セット可能(椅子のみ 70 席)

		◇研修室の扉を開放することにより野外劇場のステージとして利用可能
	研修室 3	◇広さ/ 94 m ² ◇講義、研修に 24 席セット可能（椅子のみ 30 席）
スタジオ		◇広さ/ 49 m ² ◇楽器練習、アトリエとして利用 ◇アップライトピアノ備付け
練習室		◇広さ/ 20 m ² ◇室数/6 室 ◇楽器練習、アトリエとして利用 ◇アップライトピアノ備付け
ギャラリー		◇広さ/ 267 m ² ◇絵画、写真等の展示スペースとして利用
暗室		◇広さ/ 10 m ² ◇現像機材等が利用可能
楽屋、控室		◇大楽屋（1 部屋） ◇小楽屋（2 部屋） ◇主催者控室（1 部屋）
宿泊室		◇客室は 36 室、100 名まで宿泊可能 ◇大洋室（4 室/面積 39.7 m ² /定員 2 人） ◇小洋室（4 室/面積 37.7 m ² /定員 2 人） ◇大和室（16 室/面積 38.0 m ² /定員 3 人） ◇中和室（4 室/面積 30.5 m ² /定員 3 人） ◇小和室（8 室/面積 28.8 m ² /定員 3 人）
その他		◇レストラン（250 m ² /最大 120 席） ◇カフェスペース（本館棟 190 m ² ） ◇サロン・ラウンジ（宿泊棟） ◇モニュメント等 ・Untitled No.218-1998（田中米吉） ・太古の響き「PULSE OF EARTH」（田辺 武） ・Laser（三輪和彦） ◇宿泊棟池 ◇トイレ・受電給排水施設（174 m ² ）

【都市公園秋吉台国際芸術村】

区 分	内 容
中央広場	◇本館棟と宿泊棟をつなぐ芝生や草花が植栽された広場
遊歩道	◇芸術村背後の山を散策できる遊歩道
外来駐車場	◇収容台数約 250 台（臨時駐車場を含む。）
その他施設・設備	◇排水路（一式） ◇園路（一式） ◇植栽（一式） ◇用水地（1箇所） ◇調整池（1箇所）

2 管理業務の基準

(1) 管理に関する基本的考え方

- ① 芸術村が、より広く利用され親しまれる施設となるよう適切な管理を行うこと。
 芸術村は、県と美祢市の共有の財産として、県民及び美祢市民にとって、より広く利用され親しまれる施設となることが求められています。このため、芸術に係る人材の育成及び交流の促進の観点を踏まえながら、多くの県民及び美祢市民に利用される施設となるよう、積極的に利用者ニーズを踏まえた管理運営を行ってください。
- ② 平等な利用の確保及びサービスの向上を図ることができるよう、適正な運営に努めること。
- ③ 管理に係る経費の縮減を図り、効率的な運営に努めること。
- ④ 利用者が常に安全にかつ安心して、また、快適に施設の利用ができるよう、適切な維持管理を行うこと。
- ⑤ 管理を行う上で知り得た利用者の個人情報保護及び防犯、防災その他緊急時の対策について、適切な措置を講ずること。
- ⑥ 地方自治法その他関係法令、山口県芸術村条例、山口県芸術村規則、美祢市都市公園条例、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等を遵守すること。
- ⑦ 宿泊棟については、本館棟利用者の優先使用を前提としつつも、広く観光客等へも門戸を開いた措置を講じ、利用促進を図ること。
 （宿泊棟利用者数の50%以上は観光客等の利用に努めること。）

(2) 文化事業等に関する業務の基準

地域の文化振興を図るための文化事業の企画及び実施に係る実施基準等は下記のとおりです。

区 分	実 施 基 準 等
県民誰もが文化芸術に親しめる環境の整備	①県民及び美祢市民に対する良質な文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、幅広い層が気軽に文化芸術に触れる取組を実施すること。 ②滞在型の文化芸術活動の拠点として、宿泊棟を有する施設の特徴を最大限に活かした文化芸術に関する事業を実施すること。 ③アウトリーチ活動など、文化芸術活動を積極的に地域に展開する事業を実施すること。 ④子育て家庭（特に多子世帯）が文化事業に親しむ際の負担を軽減するため、入場料の優遇、託児サービス等の利用促進策に重点的に取り組むこと。
やまぐちの文化芸術を担う人材の育成と活躍支援	①滞在型創作活動を含め、芸術村を拠点とした長期的な活動を支援する取組など、未来を目指す県内アーティスト等の育成を支援する取組を実施すること。 ②県内で活動するアーティスト等の活躍の場、発表機会の創出を図る取組を実施すること。 ③教育機関と連携して、学校での文化芸術活動を支援する取組や、学校教育活動等における芸術村の更なる利活用を促進する取組を実施すること。 ④将来の地域文化の担い手である子どもを対象として、幼年期から文化芸術活動に親しむことのできる事業に取り組むこと。
やまぐちの文化資源を活かした「文化観光」の推進	①宿泊棟のオンライン予約など宿泊機能の強化や、市や観光協会と連携し、芸術体験プログラムの開発、魅力的な文化芸術イベントの実施、Mine 秋吉台ジオパークに関する展示など、秋吉台、秋芳洞等の観光資源から近い立地特性を生かした観光誘客等の取組を実施すること。 ②より広く利用され親しまれる施設となるよう、美祢市民を対象とした地域との交流促進を図る事業を実施すること。 ③芸術村を拠点に、異文化交流イベントの開催など、文化芸術を通じた国際交流の推進に取り組むこと。 ④芸術家の滞在期間が1ヶ月程度となる滞在型創作活動の支援事業を実施すること。事業実施においては、国内外の多くのアーティストと県民との交流等を通じて魅力あ

	る地域づくりに努めること。
その他	文化事業の実施に際し、各種助成金、協賛金など外部資金の積極的な活用にあつめること。

※ 参考資料 1 「文化事業の実施状況」

文化事業や芸術村のPRや情報発信に係る実施基準等は下記のとおりです。

区 分	実 施 基 準 等
ホームページの 管 理 ・ 運 営	芸術村の文化芸術活動や施設利用のPRのため、ホームページを開設し、主催事業や貸館事業の公演案内、施設の利用案内や利用料金などの情報を提供すること。
情報誌の発行等	①情報誌の発行等により、芸術村で企画・実施する文化事業等に関する情報提供を行うこと。(現在は、文化情報誌「秋吉台国際芸術村通信」を年4回発行) ②芸術村の魅力を伝えるためテレビ、ラジオ、新聞、地域情報誌等を活用した情報発信を行うこと。
施設案内資料作成	芸術村のPRや施設案内等に使用する案内資料を作成し、施設見学者への対応や関係施設等への配布など、利用促進のツールとして活用すること。
友の会運営	芸術村で行う文化事業を対象として特典が付与される会員組織を運営し、会員の確保にあつめること。
ボランティアの活用	県民及び美祢市民参加による施設運営を進めるため、ボランティアの活用にあつめること。

(3) 施設の運営に関する業務の基準

【秋吉台国際芸術村】

区 分	実 施 基 準 等
開 館 日	12月29日から翌年の1月3日までの間を除き、毎日開館すること。 なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し又は臨時に休館日を定めることができる。
開 館 時 間	午前零時から午後12時までとすること。(24時間) なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

使 用 の 許 可 ※参考資料 2「使用申込 等の基準」	①基本的考え方 公の施設であることから、使用の許可に当たっては、恣意的な判断を排除し、平等に利用できるよう努めること。 ②許可の基準 次の各号に該当する場合を除き、許可を与えるものとする。 一 公益を害するおそれがあると認められるとき 二 芸術村の管理上支障があると認められるとき ③許可の取消し等 次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができること。 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき 二 指定管理者の指示に従わないとき ④許可に係る事務等 ◇具体的事務 ・使用申込予約の受付、調整 ・使用申込の受付（使用許可申請書の受理） ・使用許可書及び利用料金請求書の発行 ・利用料金の徴収・還付、減免の決定等 ・使用上の打合せ（使用上の注意説明と準備、片付けの説明） ・使用者への助言、指導 ・施設使用計画の管理、調整 ・施設内の案内や各種問い合わせ、要望、苦情及びトラブルへの対応 ◇留意事項 ・使用許可書の発行に係る事務は迅速に行うこと。 ・使用者に対する「利用の手引き」を作成すること。
施設利用促進 ※参考資料 3「施設の利 用状況」	①文化団体や教育機関等による定期利用や、文化イベントの開催誘致など、積極的な利用促進の取組に努めること。 ②観光客など一般利用者に対して施設利用を積極的に働きかけること。

自動販売機等の設置	①本館棟に自動販売機を設置する場合は、県の行政財産目的外使用許可を受けて設置すること。（県への使用料支払いを要する） ②宿泊者に対する飲料の提供等に関連した自動販売機の設置については、施設本来業務として使用することとなるため、行政財産目的外使用許可は不要であること。 ③自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等の業務を他者に行わせようとする場合は、事前に委託事業者の選定方法等について県と協議を行うこと。 ④自動販売機の設置に係る利益については、指定管理者の収入とし、原則として指定管理業務に活用すること。
食事提供業務の運営	①長期滞在の文化芸術活動等に対応するため、宿泊者等に対する食事提供業務を行うこと。 なお、食事提供業務の運営については、事業者を募集して業務委託できる。 ②宿泊者に対する食事提供業務等に関連したレストランの設置については、施設本来業務として使用することとなるため、行政財産目的外使用許可は不要であること。

【都市公園秋吉台国際芸術村】

区 分	実 施 基 準 等
都市公園における行為の許可	都市公園において次の行為を行う者がいる場合には、行為許可申請書（指定管理者が定める任意の様式。ただし美祢市の下承を得ること。）により許可又は不許可の決定すること。 ①行商、募金その他これらに類する行為 ②業としての写真又は映画等の撮影 ③興業 ④競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催物
許可の基準	①許可又は不許可の決定に当たっては、次の場合を除き許可するものとする。 一 公益を害するおそれがあると認められるとき 二 都市公園の管理上支障があると認められるとき ②行商、募金その他これに類する行為については、さらに次の場合のいずれかに該当するときを除き、これを許可するものとする。

	一 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき 二 公園施設内又はその周辺の秩序を乱すことが明白にかつ現実に予想されるとき 三 公園施設の品位を著しく損なうおそれがあるとき 四 その他公益を害するおそれがあり、又は公園施設の管理上支障があると認められるとき ③許可又は不許可の決定に当たっては、公園の設置目的に照らしての妥当性と公園利用者の利便性向上又は公園管理に与える影響を比較考慮の上決定し、許可又は不許可理由が明確でない場合は美祢市と協議すること。 また、新規の行為許可については予め美祢市に報告することとし、場合によっては協議すること。 ④許可に当たっては、公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付することができること。
許可の取消し・効力停止・条件変更	①上記の許可は、次の場合に取消し又は効力の停止、許可に付した条件の変更ができるものとする。 一 条例に違反した場合 二 許可に付した条件に違反した場合 三 偽りその他不正な手段により許可を受けた場合 四 その他指定管理者の指示に従わない場合 ②上記①により許可を取消し又は効力の停止をした場合は、速やかに美祢市に報告すること。
使用料の取扱い	都市公園における行為の許可に係る使用料は、美祢市に納入することとなるので、申請書の写しを市に送付するとともに、許可書の発行に当たっては、市が発行する納入通知書と併せて申請者に交付すること。

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務の基準

① 維持管理業務の区分

施設及び設備の管理に関しては、芸術村の利用者が安全に支障なく施設を使用できる環境を提供するため、施設及び設備を最善の状態に維持し、サービスの提供が円滑に行われるように、施設及び設備の保守管理、安全点検、衛生管理及び修繕等の業務について、指定管理者の責任において行ってください。

また、以下については最低限の基準として示すものであり、芸術村の施設及び設

備に対する保守点検及び検査等は、参考資料4「芸術村の維持管理に係る想定業務」を参考にしてください。

なお、施設及び設備の維持管理にあたっては、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、浄化槽法、電気事業法その他関係法令及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省）を遵守するものとし、実施に際しては必要な官公庁の免許・許可・認可等を受けるものとします（業務委託による場合は、必ず委託先が免許等を有していること。）。

ア 芸術村の指定管理者が行う維持管理業務

(ア) 舞台の管理

- ・芸術村内の施設において、公演等を開催し、かつ十分な演出効果が得られるようにホール関係設備の一切について、安全の確認及び万全の準備と操作を行ってください。
- ・業務内容としては、(i)設備、備品・消耗品類の整理整頓及び修繕、(ii)ホール使用者への舞台・付属設備利用等に関する助言指導及び案内、(iii)舞台進行について主催者との事前打合せ、(iv)舞台機構、照明設備・機器類、音響設備・機器類、その他大道具類の操作、配置、格納、整備、点検、管理等があります。

(イ) 清掃業務

- ・施設内の環境を快適に保つため、清掃業務やゴミの収集を適切に行ってください。
- ・床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、場所ごとに日常清掃と定期清掃を組み合わせ、ゴミ、ほこり、汚れ等がない状態を維持してください。
- ・ホール等貸出し対象施設の清掃時間及び清掃頻度等について、施設利用者の妨げとならないように作業を行い、特にホール等での催事の開催時は十分に配慮してください。

(ウ) 建物・設備の維持管理

- ・施設を安全かつ安心して使用できるよう施設の予防保全に努め、美観を維持してください。
- ・建築設備（自動ドア、昇降機設備、給排水設備、電気設備、非常用電源設備、消防設備、空調関係設備、中央監視設備、情報機器設備、駐車場設備等）や舞台設備（舞台機構・照明・音響）は、日常点検、定期点検及び法定点検等を行い、必要に応じて結果を報告してください。
- ・不具合を発見した場合、放置して事故を発生させることのないよう、速やかに対応してください。

(5) その他の業務

① 芸術村の運営等に関し提言等を行う委員会の設置・運営

有識者等で構成する委員会を設置・運営し、専門的な立場からの助言又は提言を受け、芸術村の効率的な運営や文化事業の計画、円滑な遂行等について活用してください。

現在、秋吉台国際芸術村経営企画委員会を年2回程度開催しています。

○令和8年度委員数：11名

○委員構成：大学教授、県内芸術関係者、芸術家、文化団体代表者、国際交流団体関係者、事業者、税理士、観光協会関係者

② 各種協議会への加入

公立文化ホールに関する共通の問題の研究、情報の収集や各文化ホールとの連携を図るため、公立文化施設で構成する協議会等（全国・県）に加入してください。

○加入状況 全国公立文化施設協会
山口県公立文化施設協議会

3 指定管理料の交付等

(1) 指定管理料の額

指定期間中における指定管理料の総額（上限額）を「基本協定」において定め、各年度の指定管理料は、具体的な業務内容等を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、「年度協定」を締結して決定しますので、指定管理者は、各年度の事業計画書、収支予算書等を前年度の10月末までに県及び美祢市に提出してください。

(2) 指定管理者の利益に関する取扱い

指定管理者の収益の拡大やコスト削減に向けた自主的な取組（以下「経営努力」という。）により生じた利益は、指定管理者の利益としますが、その額が指定管理者の収益規模等に照らして、過大であると認められる場合（下記①参照）には、指定管理者は、還元の方法等について県及び美祢市と協議の上、過大な利益を還元するものとします。

① 過大な利益の額の算出方法

（算式） 過大な利益の額（＜0の場合は0）＝ $A - B \times 0.2$

A：指定管理者の経営努力により生じた利益の総額（経営努力により生じた利益の認定は、指定管理者が自らその根拠を示すものとします。）

B：利用料金の収入総額（光熱水費など実費相当額を徴収する利用料金の収入額を除き、利用料金の単価が条例上の基準額と異なる場合は、基準額で徴収したと仮定して算出した収入額によります。）

② 利益還元の方法

ア 後年度における欠損金の発生に備えた内部留保（基金の積立等の方法により、

業務の終了又は廃止の時点で残額がある場合は、山口県及び美祢市へ納付)
イ 施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業、施設改善等の実施

ウ 当該年度又は当該翌年度における指定管理料の減額

エ 山口県及び美祢市への納付

③ 指定管理者の経営努力により生じた利益以外の利益

指定管理者の経営努力により生じた利益以外の利益については、上記の取扱いに準じ、指定管理者は利益を還元することとします。

ただし、本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、利益が生じたと認められる場合にあっては、当該年度の指定管理料を減額する方法によります。

(3) 収支報告

会計年度終了後、30日以内に収支報告を行ってください。

※参考資料5「収支の状況」

(4) 経理規程

指定管理者は経理規程を定め、経理事務を行ってください。

(5) 現地検査

県及び美祢市は、必要に応じて、施設、各種帳簿等の現地検査を行うこととします。

4 利用料金

(1) 利用料金の設定

指定管理者は、山口県芸術村条例に定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍の範囲内で、知事の承認を受けて利用料金を設定することができます。ただし、時間区分を変更することはできません。

(2) 利用料金の額

現行の利用料金の額は、参考資料6「施設等の利用料金表」のとおりです。

なお、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができます。

(3) 利用料金の減額及び減免

指定管理者は、県が定めた基準に従い施設利用料金を減額します。また、県が定めた減免の基準に該当する場合及び指定管理者が公益上特に必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、減免を行うことができます。

それ以外の理由等により、指定管理者の判断で減免を行う場合は、県と事前に協議を行ってください。

なお、減免等による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

※参考資料 7 「利用料金の減額・減免の基準」

(4) 秋吉台国際芸術村使用規程の作成

利用料金の算定方法や納付方法の詳細については、別途「秋吉台国際芸術村使用規程」を定めることとします。

5 事業報告等

(1) 指定管理者は、毎年度事業終了後 30 日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、県及び美祢市に提出してください。

- ① 文化事業の実施状況
- ② 施設使用の許可、都市公園における行為の許可等の状況
- ③ 利用料金の収入及び減免の状況
- ④ 維持管理業務の実施状況
- ⑤ 管理体制の状況
- ⑥ 管理に係る収支状況
- ⑦ その他管理に関し県が必要と認める事項

(2) 指定管理者は、翌月の 10 日までに業務報告書を作成し、県及び美祢市に提出してください。また、四半期ごとに中間報告書を作成し、県及び美祢市に提出してください。書式については、別途「基本協定」において定めます。

6 協定

県、美祢市及び指定管理者は、協議に基づき協定を締結します。協定において定める事項は下記のとおりです。協定は指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

(1) 基本協定において定める事項

- ① 管理業務の内容に関する事項
- ② 指定期間に関する事項
- ③ 指定管理料に関する事項
- ④ 事業計画書に関する事項
- ⑤ 事業報告書に関する事項
- ⑥ 個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 情報公開に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

- ⑨ リスク分担に関する事項
- ⑩ その他県及び美祢市が必要と認める事項

(2) 年度協定において定める事項

- ① 当該年度に県及び美祢市が支払う指定管理料に関する事項
- ② その他県及び美祢市が必要と認める事項

7 管理体制

- (1) 芸術村の管理業務について、総括的な責任を持ち、利用者や外部に対して芸術村を代表する管理責任者（村長に相当する職）を指定してください。
- (2) 総合案内、文化事業の企画・実施、施設使用及び都市公園における行為許可の受付、舞台操作、機械設備、都市公園施設の保守管理及び建物内外、都市公園施設の清掃等を円滑に実施するため、必要な有資格者や経験者等適正な職員配置に努めるとともに、各種業務における責任体制を確立するようにしてください。
- (3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配置するとともに、利用者の要望に十分応えられるものとしてください。
- (4) 職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めるようにしてください。

※参考資料8「管理体制の状況」

8 物品管理

- (1) 指定管理者が委託料または利用料金収入で購入した備品は、原則として指定管理者の所有に属します。
- (2) 指定管理者は、県の所有に属する備品について備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、廃棄等の異動事項について遅滞なく県に報告するものとします。
- (3) 備付けの備品は、別添の「秋吉台国際芸術村備品一覧」のとおりです。

9 リスク分担

- (1) 県、美祢市及び指定管理者のリスク分担は、概ね参考資料9「リスク分担表」のとおりとし、詳細は、県、美祢市及び指定管理者が締結する協定において定めます。
なお、予め定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、県、美祢市及び指定管理者が協議の上、対応を決定するものとします。

- (2) 事故・火災等による施設・備品の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県及び美祢市に報告するものとします。
- (3) 施設に対する火災共済保険は県の責任で付保しますが、施設賠償責任保険等については、指定管理者が加入することとします。なお、保険範囲については別途「協定」で定めます。

※参考資料 10「施設賠償保険の加入状況」

10 その他留意事項

(1) 再委託の禁止

管理業務を一括して第三者に委託することは禁止します。なお、保守点検業務、維持修繕業務等については、県及び美祢市の承諾を得た上で委託することができます。

(2) 報告・調査・指示

県及び美祢市は、芸術村の管理の適正を期するため、定期又は必要に応じ、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をします。

(3) 指定の取り消し

指定管理者が県及び美祢市の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(4) 個人情報の保護と情報公開

- ① 業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月20日条例第40号）により、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる必要があります。

また、芸術村の管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできません。

なお、協定において定める予定としている「個人情報の適正な取扱いを確保するために指定管理者が講ずべき措置」の内容は、参考資料 11「指定管理者個人情報取扱特記事項」のとおりです。

- ② 県民及び美祢市民が利用する公の施設の管理であることから、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）等の趣旨を踏まえ、その保有する情報（芸術村

の管理業務に係るものに限る。)の公開に関する規程を定め、これに基づき情報を公開するよう努めてください。

(5) 文書の管理・保存

芸術村の管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等については、知事が取り扱う公文書の管理に関する規程（令和 6 年山口県訓令第 4 号）等に準じて、別途文書の管理に関する規程を定め適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、県及び美祢市の指示に従って引き渡してください。

(6) 貸館業務等の対応について

令和 9 年 3 月 31 日以前において、既に使用申込のあった貸館使用や実施が決定している事業については、原則として予定どおり実施してください。

(7) キャッシュレス決済の運用について

芸術村では、施設利用料金に関してキャッシュレス決済を令和 7 年度 10 月より導入しています。令和 9 年度以降も引き続きキャッシュレス決済を運用するとともに、利用実績の調査など県の取組に協力してください。

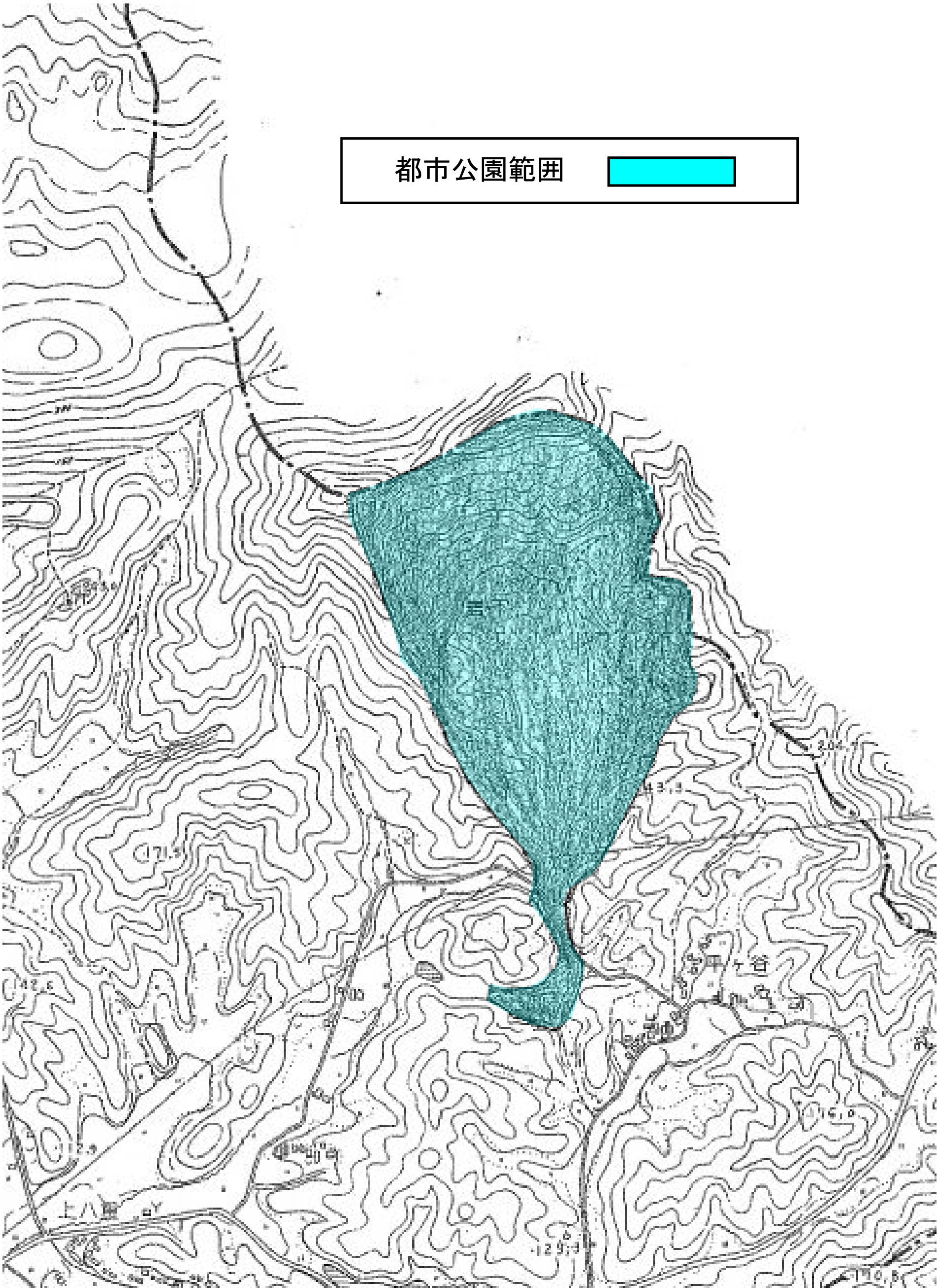
(8) こどもファスト・トラックへの取組について

公共施設や商業施設の窓口等において、妊娠中の方やこども連れの方を優先的に案内するなど、子どもや子育て中の方を応援するための取組である「こどもファスト・トラック」について理解し、催事の際などには必要な対応をとるよう努めてください。

(9) その他

県及び美祢市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、県及び美祢市が実施する施策等に関して積極的に協力するよう努めてください。

都市公園秋吉台国際芸術村区域図



秋吉台国際芸術村施設区域図

